

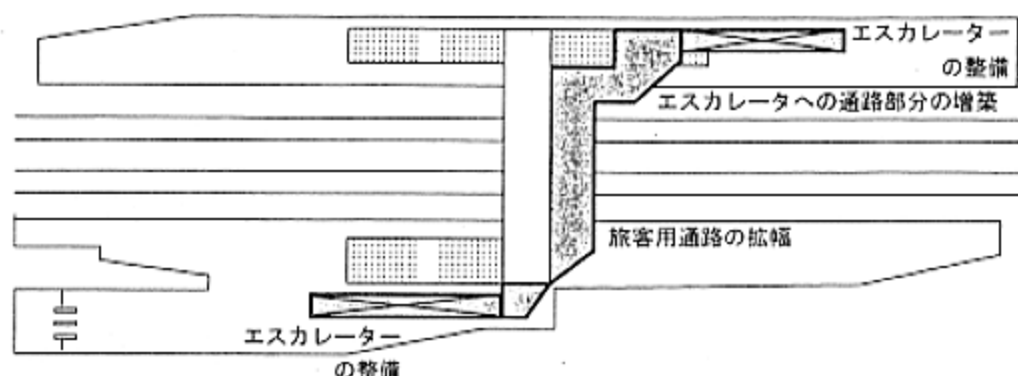
(2) 駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置の延長

高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、第三セクター又は鉄軌道事業者が駅のバリアフリー化のための改良工事により家屋及び償却資産を取得した場合の特例措置の適用期限を延長する。

○不動産取得税：課税標準 $1/6$ 控除

○固定資産税・都市計画税：課税標準 5 年間 $2/3$

改良工事の例



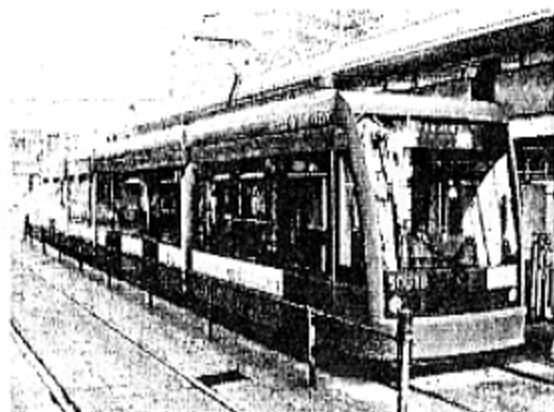
- エレベーター・エスカレーターの整備
- 狭隘な旅客用通路の拡幅
- それらに伴う停車場建物の改築・増築 等

多大な改良工事費に伴う税負担の増加を軽減し駅のバリアフリー化を促進

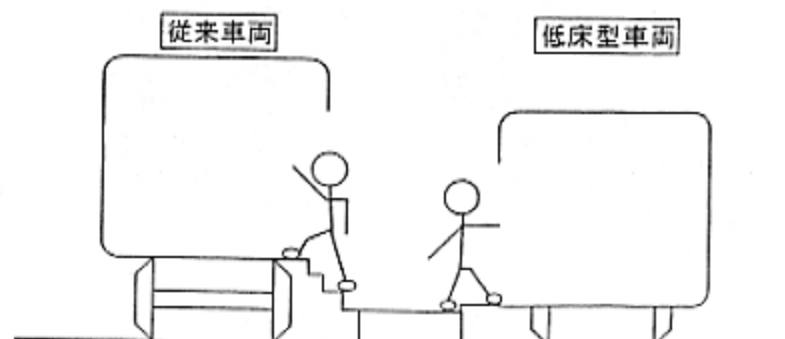
(3) 低床型路面電車に係る特例措置の延長

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型車両を取得した場合の固定資産税の特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準 5 年間 $1/4$



低床型車両（広島電鉄）



低床型車両の導入により乗降が容易になり、高齢者・障害者等の移動制約者の利用に資することになる